ときがわ町過疎地域持続的発展計画

（令和８年度～令和 12 年度）



埼玉県ときがわ町

目　　次

1　基本的事項……7
⑴ときがわ町の概況……7
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要……7
②過疎の状況……8
③産業構造の変化、経済的な立地特性……8
⑵人口及び産業の推移と動向……8
①人口の推移と動向……8
②人口の見通し（人口ビジョン）……10
③人口の推移と長期的な見通し（人口ビジョン）……10
④産業別就業人口の推移と動向……11
⑶行財政の状況……12
①行政の状況……12
②財政の状況……12
⑷持続的発展の基本方針……14
⑸持続的発展のための基本目標……15
⑹計画の達成状況の評価に関する事項……15
⑺計画期間……15
⑻公共施設等総合管理計画等との整合……15
2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成……16
⑴現況と問題点……16
①移住・定住……16
②地域間交流……16
③人材育成……16
⑵その対策……16
①移住・定住……16
②地域間交流……17
③人材育成……17
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）……17
⑷公共施設等総合管理計画等との整合……18
3　産業の振興……19
⑴現況と問題点……19
①農林業……19
②商工業……19
③観光及びレクリエーション……19
⑵その対策……20
①農林業……20
②商工業……20
③観光及びレクリエーション……20

⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 21
⑷産業振興促進事項..... 22
①産業振興促進区域及び振興すべき業種..... 22
②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容..... 22
⑸公共施設等総合管理計画等との整合..... 22
４　地域における情報化..... 23
⑴現況と問題点..... 23
⑵その対策..... 23
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 23
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 24
５　交通施設の整備、交通手段の確保..... 25
⑴現況と問題点..... 25
①国・県・町道..... 25
②農林道..... 25
③公共交通機関..... 26
⑵その対策..... 26
①国・県・町道..... 26
②農林道..... 27
③公共交通機関..... 27
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 27
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 29
６　生活環境の整備..... 30
⑴現況と問題点..... 30
①上水道..... 30
②下水処理施設..... 30
③廃棄物処理..... 30
④消防・防災..... 31
⑤防犯..... 31
⑵その対策..... 31
①上水道..... 31
②下水処理施設..... 31
③廃棄物処理..... 32
④消防・防災..... 32
⑤防犯..... 32
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 32
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 33
７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進..... 35
⑴現況と問題点..... 35
①児童福祉..... 35
②障がい者福祉..... 35

③高齢者福祉..... 35
⑵その対策..... 36
①児童福祉..... 36
②障がい者福祉..... 36
③高齢者福祉..... 36
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 36
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 37
８　医療の確保..... 38
⑴現況と問題点..... 38
⑵その対策..... 38
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 39
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 39
９　教育の振興..... 40
⑴現況と問題点..... 40
①学校教育..... 40
②社会教育・生涯学習..... 40
⑵その対策..... 41
①学校教育..... 41
②社会教育・生涯学習..... 41
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 42
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 43
10　集落の整備..... 45
⑴現況と問題点..... 45
⑵その対策..... 45
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 45
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 46
11　地域文化の振興等..... 47
⑴現況と問題点..... 47
⑵その対策..... 47
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 48
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 48
12　再生可能エネルギーの利用の推進..... 49
⑴現況と問題点..... 49
⑵その対策..... 49
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 49
⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 50
13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項..... 51
⑴現況と問題点..... 51
⑵その対策..... 51
⑶事業計画（令和８年度から令和 12 年度）..... 51

⑷公共施設等総合管理計画等との整合..... 52
事業計画（令和８年度から令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） . 53

はじめに

１　趣旨

ときがわ町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２条第２項の規定に基づき、同法第 43 条第１項の規定により読み替えて適用される同法第２条第１項の過疎地域として、令和４年４月１日に公示された。

この計画は、本町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

２　対象地域

ときがわ町全域とする。

１ 基本的事項

（１）ときがわ町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア．自然的条件

本町は、埼玉県のほぼ中央の比企郡西部に位置し、東は嵐山町、南は鳩山町、越生町、飯能市、西は横瀬町、秩父市、北は東秩父村、小川町に接しており、東西約 13 ㎞、南北約９㎞で面積は 55.90 ㎢である。地勢は秩父山地東縁から東松山台地に接しており、外秩父山地が武蔵野に接する比企西部山間山沿地域に属している。西部は大半を森林で囲まれた山間地域となっており、東に向かって山地、丘陵地、台地に至る里山地域から構成されている。町内には都幾川及び雀川が流れており、町域の約 70％を占める森林は、両河川の水源となっている。

イ．歴史的背景

本町は、平成 18 年２月に旧都幾川村と旧玉川村の２村の合併により誕生した。町内には、後鳥羽天皇と九条家ゆかりの人々によって書写、奉納された国宝「法華経一品経・阿弥陀経・般若心経」をはじめ数々の文化財を所蔵している都幾山慈光寺があり、阪（坂）東三十三観音霊場第九番札所にもなっている。

また、国指定史跡である比企城館跡群のひとつとなっている小倉城跡や「ささら獅子舞」などの無形民俗文化財、県指定史跡の「亀の原窯跡群」など多くの文化財を有している。

ウ．社会的条件

主要道路は、県道大野東松山線が都幾川に沿って東西方向、県道飯能寄居線が南北方向に通じ秩父、東松山、小川、越生方面への幹線道路を構成している。公共交通機関では、町内唯一の駅である東日本旅客鉄道八高線の明覚駅は平成 25 年に無人駅となったが、八角形の赤い屋根が印象的な駅舎は関東の駅百選にも選ばれている。

令和３年度からはときがわ町観光協会が駅舎の一部を活用し「駅前案内所ここから」として観光客を出迎えている。

公共交通については、路線バスがハブ＆スポーク方式を採用、４系統の路線を運行しており、町内の主要道路や近隣の駅や病院へアクセスしている。

更に乗合タクシーも路線バスを補完するようきめ細やかな交通網を構築している。

エ．経済的条件

本町の主要産業は農林業であり、町の西部では事業所数は減少したものの現在でも建具などを製造する木工所が多くみられる。

また、東部では製造業の事業所が多くみられ、幹線道路沿いを中心にそばやうどんなどの飲食店が点在している。川沿いやため池の下流には、ほ場整備された田が広がり、里山地域には畑が多くみられる。

観光においては旧東京天文台堂平観測所を再利用した宿泊やキャンプが楽しめる

「星と緑の創造センター」をはじめ、直売所、キャンプ場、日帰り温泉、飲食店など10箇所の町有施設があり、施設ごとにマスコットキャラクターが設定され施設のＰＲに一役買っている。

②過疎の状況

本町においても少子高齢化が進行しており、合計特殊出生率も埼玉県や全国の平均に比べ低くなっている。

また、通勤や買物などの不便さを理由に20歳代の転出が多く、この若者世代の流出による生産年齢人口の減少が本町の人口減少に大きく影響を与えている。

自然動態、社会動態ともにマイナス超過で推移してきたが、社会動態については令和２年からプラスに転じる年も出てきている。

国勢調査によると、平成７年の14,251人をピークに令和２年には10,540人まで減少した。この25年間で減少した人数は3,711人で、平均すると毎年148人減少したことになる。この傾向は今後も続き、令和12年には8,658人となることが予想され、このことは令和２年から10年間で1,882人（毎年約180人）減少することになり、更にこの状況が続くと集落機能の低下、産業の担い手不足及び地域社会においての活力低下など地域経済等に与える影響が深刻になることが懸念される。

③産業構造の変化、経済的な立地特性

本町の林業においては、かつて建具を中心に盛んであったが外国産材の流通や後継者不足のため現在は衰退している。農業の状況は農林業センサスによると、農業就業人口は平成12年の410人から平成22年には200人まで減少したが、令和２年には253人と増加に転じた。これに伴い経営耕地面積についても平成22年の95ヘクタールを底に令和２年には128ヘクタールと増加となった。

また、工業統計によると製造業の事業所数は平成24年から平成30年にかけてほぼ70台で推移し令和２年には64と減少したが、令和５年の製造業事業所調査では92と増加に転じている。従業者数においても令和元年に一時1,796人に減少したものの、令和５年には1,890人と増加に転じた。観光客数では平成27年の1,036,000人をピークに新型コロナウイルスによるイベントの中止等が影響し令和２年には744,000人まで減少したが、近年は増加傾向にあり令和６年では789,045人となった。

このような状況から、関係人口の拡大につなげるため、町の自然を生かした観光業や農林業の振興、既存の産業を発展させた６次産業の活性化を図ることで持続的発展を実現させる必要がある。

※工業統計調査は2020年の調査をもって廃止され、2022年以降は経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として実施している。

（２）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

本町の人口は、国勢調査によると平成７年には14,251人であったが、平成12年では13,966人、平成17年では13,271人、平成22年では12,418人、平成27年で

は 11,492 人、令和２年では 10,540 人となり平成７年から令和２年までの 25 年間で 3,711 人減少し、減少率は 26.0%となった。５年毎でみると減少率は大きくなっており、人口減少が加速度的に進んでいることがわかる。

年齢階層別人口の推移をみると 64 歳以下では全ての階層で減少しているが、特に 15 歳～29 歳の階層で大幅に減少しており、このことが全体の減少率を増加させている主な要因であることがわかる。

一方で、65 歳以上の階層をみると一貫して増加を続けている。このことから若年者比率は平成７年では 18.8%であったが 25 年後の令和２年では 10.8%まで減少し、対して高齢者比率は 15.7%であったものが 38.8%となり 23.1 ポイントと大幅に増加し、少子高齢化に歯止めがかからない状況である。

これらの要因については、若年層の都市部への流出や全国的な傾向である少子化等の影響によるものであり、今後もこの傾向は続くと見込まれる。

表１－１（１）人口の推移（国勢調査）

区 分	平成７年	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 14,251	人 13,966	% -1.9	人 13,271	% -5.0	人 12,418	% -6.4	人 11,492	% -7.5
０歳～14 歳	2,638	2,090	-20.8	1,612	-22.9	1,249	-22.5	1,017	-18.6
15 歳～64 歳	9,362	9,318	-0.5	8,852	-5.0	7,992	-9.7	6,739	-15.7
うち 15 歳～29 歳(a)	2,671	2,672	0.0	2,394	-10.4	1,889	-21.1	1,493	-21.0
65 歳以上(b)	2,243	2,558	14.0	2,807	9.7	3,176	13.1	3,734	17.6
(a)/総数 若年者比率	% 18.8	% 19.1	－	% 18.0	－	% 15.2	－	% 13.0	－
(b)/総数 高齢者比率	% 15.7	% 18.3	－	% 21.2	－	% 25.6	－	% 32.5	－

区 分	令和２年		令和７年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,540	% -8.3	人 9,767	% -7.3
０歳～14 歳	880	-13.5	734	-16.6
15 歳～64 歳	5,568	-17.4	4,780	-14.2
うち 15 歳～29 歳(a)	1,138	-23.8	948	-16.7
65 歳以上(b)	4,092	9.6	4,248	3.8
(a)/総数　若年者比率	% 10.8	－	% 9.7	－
(b)/総数　高齢者比率	% 38.8	－	% 43.5	－

※国勢調査による（総数欄は年齢不詳者を含む。）。

②人口の見通し（人口ビジョン）

本町の平成２年から平成 27 年の人口推移については、平成７年の 14,251 人をピークに減少に転じ、平成 27 年では 11,492 人となっている。３区分別にみると、年少人口は一貫して減少しているが、対して老年人口については増加を続けている。生産年齢人口については、平成７年まで増加していたが、平成 12 年以降は減少に転じている。

令和２年以降の将来人口の推計値について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計をみると、今後も減少を続け、令和 27 年には 5,798 人と推計されている。

３区分別にみると、年少人口・生産年齢人口はともに減少で推移する見込みである一方で、老年人口は令和７年までは増加し、令和 12 年以降は減少に転じる見込みとなっている。

表１－１（２）

■総人口の実績と将来推計

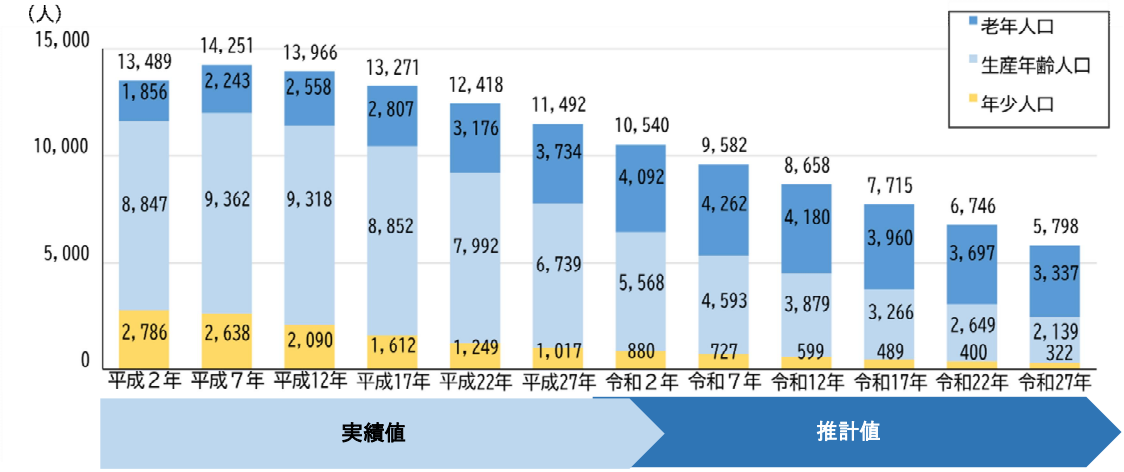

資料：平成２年～令和２年：国勢調査、令和７年～令和 27 年：国立社会保障・人口問題研究所推計値

③人口の推移と長期的な見通し（人口ビジョン）

本町の合計特殊出生率が 2030 年（令和 12 年）に 1.35 に、2065 年（令和 47 年）に 2.07 まで上昇すると仮定し、更に人口移動については、近年の動向が今後も継続するものとし、かつ、近年がマイナス傾向の年齢層については期間途中に０に上昇することを見込んだ場合（パターン２）、2065 年の総人口は 4,133 人となり、パターン１と比較して約 1,259 人の施策効果が見込まれる。

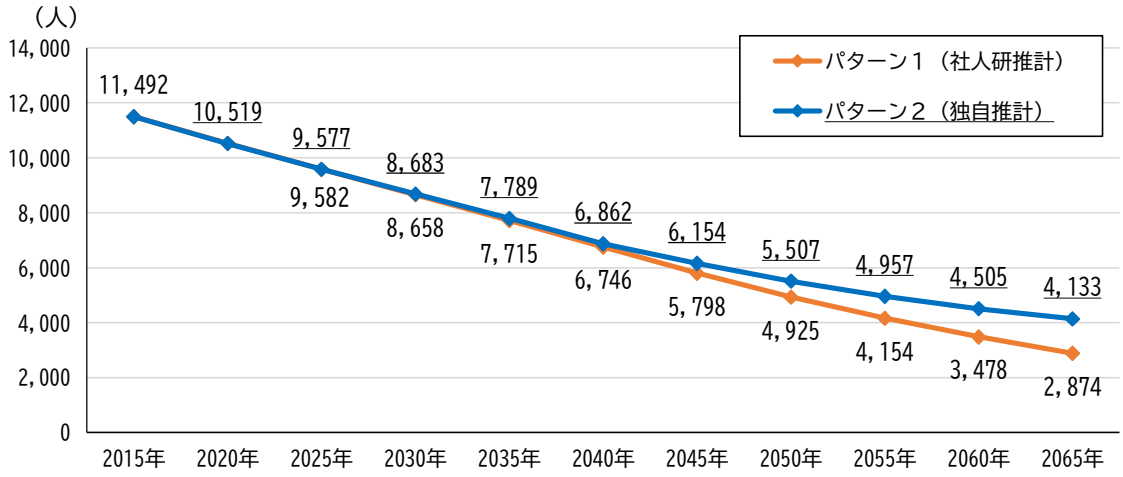

④産業別就業人口の推移と動向

本町の令和２年の産業人口をみると、「製造業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」となっており、全体の半数以上を占めている。男女別では、男性は「製造業」従事している方が最も多く男性全体で 31.7%、女性は「医療、福祉」に従事している方が女性全体の 22.2%と最も多い。

平成 27 年と令和２年の年齢階層別産業人口の比較では、第一次産業の就業人口が 70 歳以上では 45.5%から 50.7%に上昇したが、60 歳代の階層で 30.6%から 19.4%に下降したことで、60 歳以上の割合は 76.4%から 70.1%と 6.3 ポイントの下降となったが、７割を超える高い水準で推移しており担い手の高齢化が顕著にみられた。

一方、59 歳以下では 50 歳代の階層で 3.7%から 10.9%と大きく上昇したことにより、40 歳代の階層と同様の割合となったが 30 歳以下の割合は 9.7%から 7.5%と低い水準で推移している。このことから、担い手の高齢化に加え、後継者不足により第一次産業の就業人口は今後も減少することが見込まれる。

第二次産業の就業人口は、60 歳以上で 26.9%から 31.3%に上昇したが、50 歳代の階層で割合が下降し、49 歳以下ではほとんど変化はみられなかった。就業者数をみると 60 歳以下の全ての階層で減少がみられ、就業者数全体では 17.6%と大きく減少している。

第三次産業の就業人口については、60 歳以上では 26.7%から 34.3%に上昇したが 59 歳以下では全ての階層で構成割合の下降がみられ、就業者の高齢化が進行していることがわかる。第三次産業についても新型コロナウイルスや物価高騰の影響を大きく受けたが、観光のトレンド変化に対応し新たな観光需要を見出すことが重要となる。

本町は、従業者数が１人から４人の小規模の事業所が全体の半数以上を占めているため、景気の動向による影響を受けやすく廃業や撤退する事業所もある。

しかし、町の東部は関越自動車道の最寄りのインターチェンジまで約 20 分という条件から、新たに進出する事業所もあるため事業所数については急速に減少することはないと予想される。

（３）行財政の状況

①行政の状況

令和３年度から長期的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針として、第二次ときがわ町総合振興計画後期基本計画を策定している。

町の将来像である「人と自然の優しさにふれるまち　ときがわ」の実現を目指し、５つの基本政策を設定し、これらの基本政策に基づいた政策を展開している。

《基本政策》

Ⅰ　若い世代が住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり

・将来を担う若い世代を支える

・将来を担う子どもたちを育む

Ⅱ　まちの魅力と活力を高める活気あふれるまちづくり

・ときがわの魅力を守り・育て・発信する

・魅力的な地域の「宝」と活力ある産業により豊かさを育む

Ⅲ　豊かな自然と共生し快適に暮らせるまちづくり

・自然と調和した安全・安心な暮らしを守る

・快適な暮らしの基盤を支える

Ⅳ　あらゆる世代が安心していきいきと暮らせるまちづくり

・生涯にわたり健康な暮らしと生活を守る

・支え合い安心して暮らせる福祉を実現する

・生涯にわたり豊かな暮らしを支える

・誰もが参加できる地域コミュニティをつくる

Ⅴ　町民と行政の協働により支え合い・発展させるまちづくり

・将来にわたり持続可能な行財政運営を実現する

・町民と行政がともに協力してまちづくりを進める

②財政の状況

本町の財政状況は、歳入の３割以上を地方交付税に依存している状況であり、今後、人口減少による町税の減収や合併特例措置であった普通交付税の合併算定替えなどが令和２年度で終了したことなどに伴い、歳入全体の減少が見込まれている。

また、歳出においては、公共施設等総合管理計画の推進に伴う施設改修費や町債による町内外のネットワーク形成として、生活の利便性を高める道路交通体系の整備などを進めたことによる公債費の増加、少子化・高齢化に伴う社会保障費の増加などが見込まれている。

併せて、公営企業である上水道事業及び下水道事業（浄化槽事業）の経営状況から、財源措置が必要であるため、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される。

一方で、合併特例措置の終了に伴い、身の丈に合った財政規模への移行や、自主・自立を図るために策定された「ときがわ町財政運営計画」に基づく行財政改革に取り組んだ結果、一般財源の確保や基金積立額の増加など、持続可能な財政構造の構築に一定の効果がみられる。

表１－２（１）町の財政状況　　（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和２年度
歳 入 総 額 A	6,292,508	5,707,897	7,165,205
一 般 財 源	3,435,659	3,749,856	3,917,023
国 庫 支 出 金	804,629	425,201	1,870,739
県 支 出 金	302,279	296,536	441,050
地 方 債	1,044,915	706,988	382,692
うち過疎対策事業債	0	0	0
そ の 他	705,026	529,316	553,701
歳 出 総 額 B	5,906,733	5,487,900	6,859,565
義 務 的 経 費	1,954,113	2,372,927	2,481,598
投 資 的 経 費	1,339,816	508,961	590,652
うち普通建設事業	1,339,816	506,428	431,508
そ の 他	2,612,804	2,606,012	3,787,315
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C（A－B）	385,775	219,997	305,640
翌年度へ繰越すべき財源 D	70,210	20,162	94,999
実質収支 C－D	315,565	199,835	210,641
財政力指数	0.58	0.50	0.43
公債費負担比率	6.7	16.0	14.6
実質公債費比率	3.4	3.6	4.4
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	83.7	85.5	87.5
将来負担比率	48.2	64.0	25.6
地方債現在高	5,588,237	8,262,791	7,487,456

《用語解説》

【財政力指数】
　地方公共団体の財政力を示す指数のことで、数値が高いほど財源に余裕があることになる。

【公債費負担比率】
　地方公共団体の一般財源総額に占める公債費の比率のことで、数値が高いほど財政構造の硬直化につながる。

【実質公債費比率】
　地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（借金）の主に返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことで、数値が高いほど財政的に余裕がないことになる。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については市町村・都道府県とも 25%としている。

【経常収支比率】
　使途が特定されてなく経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合のことで、数値が高いほど財政的に余裕がないことになる。

【将来負担比率】
　地方公共団体の一般会計等の借金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化したもので、数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高いということになる。

表１－２（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 19 年度末	平成 23 年度末	平成 26 年度末	平成 29 年度末	令 和 2 年度末	令和５ 年度末
町 道						
改良率 （%）	－	29.2	29.8	30.0	30.1	30.2
舗装率 （%）	－	35.5	37.5	38.3	38.4	38.5
農 道						
延 長 （m）	889	547	547	547	547	547
耕地１ha 当たり農道延長（m）	－	－	－	－	－	－
林 道						
延 長 （m）	34,632	35,041	27,693	27,693	27,693	27,693
林野１ha 当たり林道延長（m）	－	－	－	－	－	－
水 道 普 及 率 （%）	98.9	99.0	99.1	99.0	99.2	99.2
水 洗 化 率 （%）	91.0	88.0	87.4	91.5	92.8	94.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 （床）	－	－	－	－	－	－

（４）持続的発展の基本方針

第二次ときがわ町総合振興計画において人口減少対策や魅力あるまちづくりのため重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけ前期基本計画、後期基本計画において積極的に実施してきた。

更に後期基本計画では、近年の社会情勢や町の抱える課題の変化を踏まえ重点プロジェクトを見直し、新たに４つの重点プロジェクトを設定した。

また、後期基本計画に含まれる「人口ビジョン」、「総合戦略」とも整合性を図り、町の持続可能性を高めていくため、人口減少対策に向けた取組を積極的に展開していく。

《重点プロジェクト》

Ⅰ．子ども・若者夢はぐくみプロジェクト

子育て世帯への支給・助成事業／幼・保・小・中連携支援事業／ウッドスタート推進事業／食育の推進事業／教育体制支援事業／確かな学力の育成事業／教育環境向上事業／小・中学校における食育の推進

Ⅱ．ときがわ定住一押しプロジェクト

住まい供給の推進事業／若者定住化促進事業／新規就農支援事業／森の担い手育成事業／新規創業者支援事業／雇用対策事業

Ⅲ．産業成長プロジェクト

観光の魅力づくり事業／観光の環境づくり事業／魅力発信事業／ふるさと納税事業／ときがわ町観光協会の運営支援／地産地消推進事業／林業生産基盤強化事業／ときがわ産木材利用促進事業／森の担い手育成事業／農家の経営安定の支援／都市との交流推進／ときがわ町ならではの技術を生かした産業の創出事業

Ⅳ．健康寿命アッププロジェクト

健康長寿プロジェクト事業／高齢者生きがいづくり事業／介護予防事業／社会参加の促進／生涯学習推進事業／スポーツ活動の促進事業

（５）持続的発展のための基本目標

本町が持続的に発展するためには豊かな自然と共生しながら、あらゆる世代が活力を持って安心して生活できるまちづくり、若い世代が住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを町民、行政及びあらゆる組織が協働により支え合いながら進めることで、地域経済の活性化を図るとともに人口の減少率を緩やかにしなければならない。

人口ビジョンにおける将来展望を踏まえ、本計画を着実に推進することにより、計画最終年である令和 12 年度には合計特殊出生率を 1.35 に、社会増減については減少幅を縮小することで、人口目標を 8,683 人とする。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度議会へ報告する。

（７）計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画等との整合

本町の令和３年度調査時点での公共施設保有量は 121 施設、延床面積は約６万４千㎡となっており、最も大きいのが学校教育系施設（約 36%）、次いでスポーツ・レクリエーション系施設（約 21%）、町民文化系施設（約 19%）の順となっている。

建築年度別にみると、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて比較的多くの施設が整備されており、建築後 30 年以上経過している施設は４万２千㎡であり、全体の約 66%を占めている。このうち約２万５千㎡は大規模改修済みとなっているが、平成 28 年度調査時点の建築後 30 年以上経過している施設は約３万９千㎡で、床面積及び割合ともに増加しており、老朽化が進んでいる状況である。この状況はインフラ資産についても同様で、順次更新の時期を迎えている。

このため、公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図り、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行うこととする。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努めるとともに、定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の耐震化や長寿命化の推進及び安全性や性能を確保することで、限られた資産、財源を有効に活用していく。

２ 移住･定住･地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

①移住・定住

本町の自然動態・社会動態をみると、自然増減数はマイナスで推移しているが、社会増減数については、令和５年と令和６年で転入が転出を上回り社会増となっている。

また、令和４年以降の年齢階級別の人口移動状況をみると、０～19 歳及び 30 歳以上では転入超過傾向であるが、20～29 歳では転出超過が顕著に表れており、この年齢層の転出を抑制し、子育て世代の転入を今まで以上に推進することが必要である。

また、農林業への就業希望や田舎暮らしを志向する若い世代に対しては、住宅用地を整備するなどライフスタイルの多様化に対応した移住、定住につなげる必要がある。

②地域間交流

本町は、豊かな自然を生かしたキャンプ場やバーベキュー場、地元の農家が作った新鮮な野菜を販売している直売所、阪（坂）東三十三観音霊場第九番札所の都幾山慈光寺、サイクリストの間では“サイクリストの聖地”と呼ばれる白石峠など、町内だけでなく都市部からの来訪者も多く、地域経済の活性化に大きく貢献している。

また、農村地域でのライフスタイルを再認識し、多様な働き方、価値観を取り入れた新しいライフスタイルを創造し応援するまちづくりを推進していく必要がある。

③人材育成

本町の産業や無形民俗文化財など、あらゆる分野で共通する問題として担い手の不足が挙げられ、更に担い手の高齢化に加え、後継者不足も相まって深刻な問題となっている。

そのため、関係機関と協力し新たな担い手を安定的かつ計画的に確保するとともに後継者の育成が必要である。

（２）その対策

①移住・定住

20～29 歳の年齢層での転出超過が顕著であることから、結婚等を契機として転出していることが考えられる。

そのため、子育て世代等の移住定住を促進するため、集落支援員や地域おこし協力隊員による空き家掘り起し、住宅を取得し定住する者への定住促進住宅取得補助金、空き家を活用する際の移住定住促進リフォーム工事助成金、町への移住を検討している者が町の暮らしを体験できる“おためし住宅やまんなか”及び地域の活性化や若者の町外流出防止を目的とした“シェアハウスまちんなか”を整備し移住定住につなげる。

また、町有地を活用し子育て世代を対象とした宅地の分譲や私有地についても所有者や民間企業と連携し宅地整備に取り組むことで移住定住につなげる。

②地域間交流

豊かな自然や歴史ある文化財など様々な観光資源や山村の魅力を積極的に発信し交流人口の増加を図り、あわせて市民農園等を活用した山村地域での農業体験をすることで“田舎暮らし”の魅力を再発見してもらい移住定住につなげる。

③人材育成

新規就農者支援体制として明日の農業担い手育成塾を運営する。塾では、農業生産に関わる多様な人材を受入れ、サポートチームによる指導を行い、次世代の担い手育成を行う。

また、森林整備の担い手を育成し着実な森林整備を進めるため「緑の雇用創出事業」を実施した。地域森林の担い手の育成と確保を目指し１期３年間の研修を３期実施した中で、林業に関する知識や作業に必要な技術、技能を習得した研修生は、埼玉県中央部森林組合への就職や起業など林業に従事している。

埼玉県中央部森林組合は、本町を含む３市８町１村において森林整備、素材生産を行う林業事業体であり、森林環境譲与税を活用した森林の現況調査や森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を受託するなど森林の基礎データの整備を進めており、引き続き協力しながら本町の森林整備に取り組むとともに林業従事者育成後の受け皿として連携していく必要がある。

有害鳥獣駆除については、猟友会が実施しているが安全に配慮し、人出の少ない平日を中心に活動することから現役世代の入会が困難な状況であるが、他の猟友会支部や関係機関と連携を図り人材確保につなげる。

町内の主な無形文化財については「ささら獅子舞」「流鏑馬」「神楽」「お囃子」などがあるが担い手不足と同時に指導者の高齢化が進み、無形民俗文化財の継承が懸念される。

そのため、保存会への財政支援や記録を保存することで後継者の育成につなげる。

更には、様々な分野で地域おこし協力隊制度を活用し、鳥獣被害対策の担い手育成の推進や地域協力活動への取組を通じ定住・定着につなげ地域の活性化を図る。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	⑴移住・定住	若者定住化促進事業	町	
		移住・定住化促進事業	町	
		市民農園管理運営事業	町	
		地域おこし協力隊推進事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら適切に実施することを前提に、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

市民農園管理棟については、利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により施設の適切な維持管理に努め、建物の長期利用を図る。

3 産業の振興

（1）現況と問題点

①農林業

本町は、埼玉県の中央部、比企郡の西部山沿いに位置し、農業（水稲・露地野菜・果樹）及び林業を主要産業としているものの、従事者の高齢化が顕著であり、新たな担い手が不足している。更に有害鳥獣被害が多いことから、担い手の確保とともに地元猟友会と連携した鳥獣対策事業に取り組む必要がある。

また、地産地消を図るため地元野菜の生産のほか、地元で収穫した素材を使った加工品など、新たな特産品の開発やブランド化を推進している。新規就農支援としては、明日の農業担い手育成塾を開設し次世代の担い手を育成しているが、専業農家や大規模農家の擁立は難しく、新たな施策を検討する必要がある。

林業については、木工建具産業を中心とした木材関連産業により支えられてきたが、木材価格の低迷による林業経営に対する意欲の減退や林業従事者の高齢化と若年層の他産業への流出による労働力不足により、木材生産量は伸び悩んでおり、間伐や枝打ちなどの実施が遅れたまま標準伐期齢を迎える森林が増加することによる荒廃森林の拡大が懸念されている。森林が持つ多面的機能に配慮しながら、水源涵(かん)養機能及び木材生産を中心に据えつつ、地域の特性に応じて山地災害防止機能や保健、文化機能を発揮させることを目指して森林資源の充実を図る必要がある。

森林組合等の林業事業体と連携し「伐って・使って・植えて・育てる」森林の循環利用を図るため、先進的に町内公共施設の木造化、内装木質化を推進し、森林・林業・木材関連産業の再生に取り組んでいるが、ときがわ産木材の利用は限定的であり、今後の展開が課題である。

②商工業

本町の人口移動の状況をみると、15 歳から 29 歳の年齢層の転出が顕著であり、進学や就職に伴い転出する若者が多くなっており、若い世代の地元産業への定着が低い状況である。

また、本町は中小規模の事業所が多く、古くから加工技術の歴史があり、このような地域特性を活かした業態や商品・サービスを提供する場など、既存の業種や業態にとどまらず、若い世代をはじめとする広い世代への就業機会の拡大や、企業誘致や起業など新たな雇用を生み出す取組への支援をする必要がある。

③観光及びレクリエーション

本町は、大部分が秩父盆地を取り巻く山地の１つである外秩父山地に属し、豊かな森林資源と町の中央部を東西に貫流する都幾川に育まれた自然環境であり、国宝を有する都幾山慈光寺や国指定史跡の小倉城跡など数多くの文化財、町内各地に継承される伝統行事など歴史的な観光資源にも恵まれている。このような立地条件を背景に、本町では観光拠点整備による観光入込客を誘致するため、農産物直売、飲食、宿泊体験、温浴など様々な観光施設や公衆トイレを整備し、にぎわいと雇用を創出すること

により地域振興を推進してきた。観光入込客数については平成 27 年の 103 万人でピークを迎えたが、令和２年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となったが、近年では増加傾向にある。

また、観光施設や公衆トイレ等の老朽化とともに、運営団体における担い手の高齢化が急速に進行しており、マンパワー不足が顕在化している。

（２）その対策

①農林業

農業生産体制の強化を支援することで、経営の安定化を図り新規就農者の確保につなげるとともに、新たな特産品の開発やブランド化を推進するための支援を行う。

また、有害鳥獣対策においては、駆除により捕獲された個体を廃棄物として適正な処理及び有効活用（商品化等の研究・開発）するための支援を行う。

林業については、森林管理の適正化と森林経営の規模拡大を促進するため、森林組合や林業事業者を中心とし、人工林率が高い区域を優先して森林経営計画を樹立し、地域の森林整備のモデルを確立して町内全域への普及を推進する。

また、木材関連産業の振興を図るため、森林整備から伐採・加工・販売までを網羅したシステムを構築し、川下地域にあたる県内都市部などへ「公共建築物等の木造化」、「学校施設等の内装木質化」など木材利用の手法と素材のもたらす効果をＰＲすることで、ときがわ産木材利用の関心を高める取組を推進する。

近年の木材不足・価格高騰（ウッドショック）を背景に、輸入材から国産木材への転換や国産材の安定供給に向けた動きもあり、地域産材における森林の循環利用を進めるため、林業従事者の確保、育成について継続的に取り組んでいく。

②商工業

商工業の振興を図るため、創業支援等事業計画に基づき、町、商工会、（公財）埼玉県産業振興公社及び地域の金融機関が連携した創業希望者サポート体制を構築し、新規創業者を支援する取組や、豊かな自然に配慮しながら新たな雇用を創出する視点から、環境にやさしく生産性の高い企業の誘致や、立地支援に向けた取組を推進する。

③観光及びレクリエーション

本町最大の観光資源は豊かな自然環境であり、変化に富んだ地形を活かしパラグライダー、ハイキング、バーベキューなど、アウトドア関連の観光資源が充実しているとともに、和紙づくりや建具の技術を使った組子のワークショップ、農業や山菜の収穫体験、子ども向けのイベントなど、多様なジャンルの体験型観光が展開されている。これらの観光情報を“ときがわグリーンツーリズムカタログ”として集約し、季節ごとに継続して発行することで、体験型の観光客数の取り込みを図る。

また、指定管理をしている９つの町有施設は、主要な観光資源として大きな役割を担っているが、任意団体が管理者となっている施設については、後継者不足により管理運営の継続が危惧されている。

そのため、施設管理の持続可能性を鑑み、管理者については施設ごとの状況での判

断になるが、基本的には指定期間の満了に伴い、民間事業者の参入を意識し、公募をする方向で進める。

町有施設や公衆トイレ、観光案内看板については、町のイメージに大きく影響することから、常に安全、快適に利用できるよう定期的に点検、修繕を行うとともに、利用状況や老朽具合により、廃止若しくは統合についても検討する。

観光振興においては、地域住民の理解と民間事業者、観光協会、商工会、行政等が協力し合い、それぞれの立場での役割を効果的に発揮する必要があることから、互いに連携を取りやすい環境づくりを意識しながら進め、令和 12 年の年間観光入込客数 100 万人を目標とする。

（3）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
2　産業の振興	⑴基盤整備			
	農業	農業施設等維持管理事業	町	
		有害鳥獣対策事業	町	
		土地改良施設等応急修繕事業	町	
		・桃木池ため池防災工事（実施設計）業務委託（桃木地内）	町	
		・桃木池ため池防災工事（出来高設計）業務委託（桃木地内）	町	
		・桃木池ため池防災工事（桃木地内）	町	
	林業	町有林野管理事業	町	
	⑵観光又はレクリエーション	観光施設管理運営事業	町	
		温泉管理事業	町	
		公衆トイレ管理事業	町	
		・剣ヶ峰公衆トイレ設置工事	町	
	⑶過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	中山間地域等直接支払制度事業	町	
		環境保全型農業直接支払制度事業	町	

		多面的機能支払制度事業	町	
		ときがわ産材活用推進事業	町	
	商工業・６次産業化			
	観光	観光振興推進事業	町	
	企業誘致	企業立地支援事業	町	
	その他	有害鳥獣対策事業	町	

（４）産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
ときがわ町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和８年４月１日～ 令和 13 年３月 31 日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「（２）その対策」及び「（３）事業計画」のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行うものとする。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努め、定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

観光関連施設や加工施設等においては、産業を支えるサービスを継続し、にぎわいや交流を創出する場として、更なる活性化、魅力向上を図る。

指定管理者制度導入施設については、引き続き民間によるサービスを維持し、直営施設については、サービスの維持、運営の効率化、更なる施設の魅力向上のため、指定管理者制度等の民間活用を検討する。

また、利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努め、建物の長期利用を図る。

公衆トイレについては公園内を含め 17 箇所設置されており、利用者が快適に利用できるよう清掃、点検、修繕を実施し適切な管理に努める。

4 地域における情報化

（1）現状と問題点

これまでの情報通信基盤整備の取組により、光ファイバ回線を用いた高速ブロードバンドや携帯電話の利用は町内のほぼ全域において利用可能となっており、公共施設や観光施設における公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi)整備等も進んでいる。

また、防災面においても、町内全域への防災無線整備に加え、山間部などの防災無線難視聴地域への戸別受信機の設置やテレホンサービス（無料)、防災情報等メール配信サービスなどの防災無線を補完する仕組みの導入もされており、町内での情報通信インフラは一定レベルで提供されているものの、都心部において一般的となりつつある、５Ｇ通信や１ＧＢを超える超高速ブロードバンド通信の提供は遅れており、移住してきた若者世代を中心に不満の声が大きくなってきている。

急激な人口減少社会、超少子高齢化の進展による担い手不足に対応するため、官民を問わずデジタルを最大限活用し、利用者起点の公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革（DX：Digital Transformation）を進めていくことが求められている一方で、生成ＡＩ（Artificial Intelligence)をはじめＩｏＴ（Internet of Things)分野の技術革新は日進月歩であり、教育分野におけるＩＴ教育環境の整備・推進、ＤＸを担ういわゆる「デジタル人材」の確保・育成が不可欠であるが、とりわけ自治体におけるデジタル人材不足は深刻である。

（2）その対策

都心部と遜色の無いブロードバンド環境の整備は、人口減少の抑制に欠かすことができないものであり、情報通信基盤整備を継続的に進めることで都心部との情報通信格差の解消に努めていく。

将来的な担い手不足に対応するため、コンビニ収納、コンビニ交付の拡大やスマートフォンを活用した各種行政手続の電子化など、行政サービスのデジタル化・高度化による効率化とサービスの充実を図るとともに、地域におけるデジタル活用を一層推進するためのデジタル人材、特に「高度専門人材」を外部の民間人材を積極的に活用し確保していく。併せて、新たな技術、サービスを幅広い年齢層の住民が有効に活用できるよう支援体制の整備を進めていく。

（3）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
３　地域における情報化	⑴電気通信施設等の情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災無線管理事業	町	
	⑵過疎地域持続			

	的発展特別事業 デジタル技術活用	ＤＸ推進事業 デジタルラボ推進事業	町 町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

①国・県・町道

本町は、県道６路線を幹線道路とし、それに町道が生活道路として接続する道路網が形成されている。しかし、これらの路線の中には、道路幅員が狭小で自動車でのすれ違いが困難な区間や、歩道整備が不十分な区間もみられることから、引き続き県道・町道の整備を進める必要がある。

道路施設については、今後、老朽化が進むと予測されており、町民のライフラインの維持や安全性の確保の面から、経費の平準化に考慮した施設の適切な修繕・整備が必要となっている。特に道路橋は、落橋または使用不能となった場合に、道路機能の維持が不能になるとともに、経済的にも容易に架替えができる構造物ではない。

そのため、今後、増大が見込まれる修繕費の縮減を目的とした橋梁長寿命化修繕計画による維持管理が重要となっている。

建築基準法第 42 条第２項の道路に接する土地に建築を行う場合、緊急車両の交通を確保するため道路中心からの後退義務が生じるが、その後退部分は道路とみなされながらも分筆や所有権移転は任意であり、分筆登記に費用がかかるため町へ寄附による所有権移転がされない場合が多く、今後道路管理上の問題となることが予想される。

令和５年度に更新した都市計画図（非線引き都市計画区域であるため「白図」。）は、町道を含む道路や建物の配置は常に変化が生じることを踏まえ、適宜更新する必要がある。

また、土地利用の全体構想として過疎地域の多様な将来像が内包された都市計画マスタープランの策定とともに、マスタープランで定めた地域構造や拠点構想を基にした居住誘導区域や都市機能誘導区域を具体化するため立地適正化計画の策定が課題となっている。

歩行者を中心とする交通上の休息施設として公園施設があるが、老朽化が進んでおり、安全性の確保のため適切な修繕が必要となっている。近年、健康づくりや散策を目的としたウォーキングを行う歩行者が増えており、水辺の道もこのような歩行者を受け入れる重要な交通施設であるが、極力自然を活かした整備・維持をしているため、草等が繁茂しやすく、除草等の維持管理費用が増加していることが課題である。

②農林道

農道については、農業という産業活動の促進と併せて、農村環境を改善する目的で整備されたものであり、本町では、昭和 46 年に開設した１路線（総延長 547m）を引き続き適正に維持管理し通行機能を確保する必要がある。

林道については、効率的な森林の整備、地域産業の振興を図る目的で整備されたものであり、本町では、昭和 24 年から適宜開設した 16 路線（総延長 27,693m）を引き続き適正に維持管理し通行機能を確保する必要がある。

通常時の維持管理については、路面の走行性を維持し交通の安全と快適性を保つため、舗装修繕を計画的に実施する必要がある。

また、路面、排水施設の清掃等を適正に行い、災害防除に努める必要がある。

り災防止対策については、令和元年東日本台風の豪雨により、渓流から流出した土砂が暗渠を閉塞させ、その越流水により路体盛土が崩壊する等、甚大な被害が発生したため、未然に災害を防除する取組として、暗渠、路側法面の修繕、落石防止対策等を計画的に実施し通行機能を確保する必要がある。

③公共交通機関

本町の主な公共交通機関は路線バスであり、平成 22 年にせせらぎバスセンターを設置しハブ＆スポーク方式を採用している。小川町駅を経由して小川赤十字病院へ向かう系統、越生駅へ向かう系統、武蔵嵐山駅に向かうものは２系統で合わせて４系統の路線で運行しており、町内の主要道路や近隣の駅や病院へアクセスしている。更に路線バスを補完するように乗合タクシーを導入し、きめ細やかな交通網を構築している。

しかし、高齢化の進展により、自家用車を持たない高齢者の増加が予想される一方、路線バスの運転手不足もあり、既存のバス路線の維持が課題となっている。

また、町内唯一の駅である明覚駅は、東日本旅客鉄道八高線の駅で東京都八王子市と群馬県高崎市を結んでいる。明覚駅は非電化区間かつ単線で、１時間に１本程度の運行であることから利用者は少なく、全国的な人口減少傾向である状況からも電車化、複線化は現実的ではないため八高線の増便は厳しい状況である。

（２）その対策

①国・県・町道

町民生活の利便性の向上を図るため、地元要望等を踏まえながら町道の拡幅整備に併せて、歩行者空間を確保することにより、誰もが安心して歩くことのできる道路へと整備を進める。

道路、橋りょうについては、定期的な点検等の実施により、損傷・劣化等の状況を把握し、舗装個別施設計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき適切な維持管理に努めるとともに、住民要望等に基づく利便性の向上や安全性の確保のため整備を図る。

また、幅員が狭小な生活道路が多くみられる住宅地においては、2 項後退部分の町への寄附を促し道路幅員の確保を推進する。

正確に土地利用状況を把握することで、今後の道路整備計画や土地利用計画の策定に反映させるとともに、継続して都市計画図の更新を行っていくことで企業の進出や住宅建築を促す。

沿道の公園等については、ドライバーはもとよりサイクリストや健康志向の高まりなどにより、増加傾向である歩行者やハイカー等にも休憩できる場所として重要な役割を担っている。

そのため、トイレ施設など快適に利用できるよう適切な維持管理を図り、併せて、除草を行う任意団体に除草機械の貸出や活動に対する助成金の交付を行い、水辺の道の沿線地域での維持管理を推進するとともに、危険箇所や多大な労力を要する箇所は積極的に業者へ委託を行い、官民共同の維持管理を図る。

②農林道

本町の農林道については、本来の整備の目的に加え主要な県道や町道等の幹線道路を結ぶアクセス機能、迂回機能及び生活道路として必要不可欠な多面的な役割を果たしているため、適正な維持管理及び計画的な災害防除対策等により、引き続き通行機能を維持する必要がある。

③公共交通機関

近隣の小川町や嵐山町、滑川町を通る東武東上線は町内の最寄り駅から池袋駅まで約１時間、横浜方面へは平成 25 年３月から東急東横線、横浜高速みなとみらい線との相互直通運転が始まったことで東京副都心を通り、乗換えなしで行けるようになるなど利便性が向上している。

本町には東武東上線の駅はないが、それらの駅へのアクセスを担う路線バスの利便性を高めることに加え、乗合タクシーを組み合わせ効率的で効果的な公共交通網の形成に取り組み、町外への通勤・通学・通院など、町民の生活基盤を支える移動手段として、また、本町を訪れる方にとっても、利用しやすい公共交通網を構築する。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	⑴市町村道 道路	道路橋りょう総務一般管理事務	町	
		道路維持管理事業	町	
		・町道 1-4 号線道路補修工事（路肩拡幅）	町	
		・町道都 169 号線外道路補修工事（路肩拡幅）	町	
		・町道都 1192 号線道路補修工事（路肩拡幅）	町	
		・町道都 1649 号線道路補修工事（部分拡幅）	町	
		・町道 1-12 号線舗装修繕工事（大附地内）	町	
		・町道 2-21 号線舗装修繕工事（玉川地内）	町	
		・町道 2-22 号線舗装修繕工事（玉川地内）	町	
		・町道 2-30 号線舗装修繕工事（西平地内）	町	
		・町道 2-31 号線舗装修繕工事	町	

		（西平地内）		
		・町道玉 278 号線外舗装修繕工事（玉川地内外）	町	
		・町道 1-1 号線外 2 路線交通安全施設整備工事（区画線設置）	町	
		・町道 1-16 号線交通安全施設整備工事（区画線設置）	町	
		・町道 2-1 号線交通安全施設整備工事（区画線設置）	町	
		・町道 2-27 号線交通安全施設整備工事（区画線設置）	町	
		・町道玉 254 号線交通安全施設整備工事（区画線設置外）	町	
		・町道玉 801 号線外 5 路線交通安全施設整備工事（区画線設置）	町	
		道路新設改良事業	町	
		・町道都 719 号線道路改良工事（馬場地内）	町	
		・町道都 719 号線道路改良工事（馬場地内）水道管移設補償金	町	
		・町道都 719 号線道路改良工事（馬場地内）電柱移設補償金	町	
		・町道都 1159 号線舗装新設工事（別所地内）	町	
	橋りょう	橋りょう維持管理事業	町	
		・橋梁修繕工事（舟の沢橋外 2 橋）	町	
	⑵農道	土地改良施設等応急修繕事業	町	
	⑶林道	林道維持補修事業	町	
	⑷過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	交通対策事業	町	
		・減便代替バス運行委託料	町	
	その他	川のまるごと再生町事業	町	
		都市計画マスタープラン策定事業	町	

		立地適正化計画策定事業	町	
		都市計画基本図更新事業	町	
	⑸その他	河川総務一般管理事務	町	
		・菱沼地内水路維持補修工事（番匠地内）	町	
		・唐沢地内水路改修工事（玉川地内）	町	
		・小山地内水路維持補修工事（五明地内）	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

道路等については、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努める。

舗装修繕は舗装個別施設計画に基づき、舗装の劣化状況・費用対効果などを考慮し５か年で計画しているが、舗装の劣化状況により随時計画を見直すとともに、路面状況調査の結果や交通量等を勘案して優先度に応じた修繕を実施する。

また、橋りょうについては、ときがわ町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努める。

公衆トイレが設置されている公園は、雀川砂防ダム公園、ホタルの里公園、川の広場の３箇所であり、トイレの浄化槽点検、清掃、法定検査を定期的に実施している。

また、公園・トイレの清掃、点検、修繕を実施し公園としての機能を維持できるよう適切な管理に努める。

６ 生活環境の整備

（１）現況と問題点

①上水道

本町の水道事業は、給水人口の減少に加え節水機器の普及などにより水需要が減少し、水道料金収入は減少傾向にある。

一方で、施設の老朽化が進行し更新や耐震化に必要な経費が大きく増加している。このことから事業経営は厳しさを増している状況である。

町指定給水装置工事事業者等を含めた水道事業に携わる者の高齢化等による担い手不足なども大きな懸念材料になっている。

②下水処理施設

公共用水域へ放流される汚濁物質を減らすためには、生活排水処理施設の整備が必要である。本町は山間部が大多数を占め、起伏の多い地勢的特性、人口密集が低い人的特性、整備費が多大になる財政的問題等があることから浄化槽による生活排水処理をしている。

浄化槽については、平成 15 年度から町が主体となり設置と維持管理を行う浄化槽事業を開始し、町内全域を対象に設置してきた。この事業は令和６年度末に 22 年が経過し、その間 1,138 基を設置したが、設置費用や保守点検などの維持管理費、経年劣化による修繕費等の増加により財政を圧迫している。更に高齢化の進展等による家屋の改築の停滞や敷地の狭小等により、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換基数が鈍化し、し尿以外の生活排水が未処理のまま公共用水域へ排水される問題が生じている。

また、浄化槽使用料が主な財源であるが、総体的には財源不足であるため納付環境の整備、事業計画の策定及び持続的経営について改善等を実施する必要がある。

③廃棄物処理

循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）活動の推進により、令和２年度以降、家庭ごみは減少傾向にあり、資源物は増加傾向にある。

一方で、分別ルールが十分に浸透しておらず、ルールの守られていないごみの排出が一部で見受けられるため、今後も分別意識の向上と適正な排出を促す継続的な働きかけが必要である。

また、処理施設である小川地区衛生組合のごみ焼却施設は、老朽化により稼働を休止し、令和４年度から「可燃ごみ」を民間の処理施設で処理を行っている。不燃物処理施設についても同様に老朽化が進んでおり、今後の長期的なごみ処理について、小川地区衛生組合及び管内町村と検討していく必要がある。

④消防・防災

本町は、西部の大半が森林で囲まれた山間地域であるため、大雨や大規模地震の際には土砂災害や孤立集落の発生が懸念される。

また、空気が乾燥する季節には、林野火災にも留意する必要があるなど、消防・防災の施策は非常に重要なものとなっており、常備消防として一部事務組合の比企広域市町村圏組合により、小川消防署ときがわ分署が設置され、非常備消防としては、ときがわ消防団が組織されている。こうした消防機能の維持、充実を図ることは極めて重要であり、施設や車両等を計画的に更新していく必要がある。

ときがわ消防団においては、地域防災の要として機能しているものの、団員は消防団活動と自分の仕事を両立しなければならないことから入団希望者は減少しているため、団員の確保が難しい状況にある。更に、中型免許や準中型免許等を取得しないと消防団車両を運転できないことも課題となっている。

自主防災組織においては、町内全地域に組織されており、防災訓練等の活動が行われているが、高齢化の進む地域では避難行動要支援者が増える一方で、担い手不足などの課題が生じている。

⑤防犯

夜間の防犯や交通事故防止等のため、防犯灯を継続的に設置していく必要がある。

また、防犯体制については、生活安全サポーターやボランティア等による防犯活動を実施しているが、高齢化による活動団体の解散や後継者の確保が難しい状況がある。安心して暮らせる地域を確保するため、防犯体制や交通安全対策を強化する必要がある。

（２）その対策

①上水道

住民の生活基盤である水道事業のサービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業経営を推進するため、平成 31 年３月に経営戦略を策定し、この計画に基づき令和４年度に料金改定を実施した。令和５年度には経営戦略の改定（中間見直し）を行ったことから、今後は本計画に基づき事業経営を行う。

また、労働力不足を改善させるため、検針業務における「スマート水道メーター」の導入を促進し、一層の業務の効率化及びサービスの向上を図る。

②下水処理施設

浄化槽については、維持管理を適切かつ計画的に実施し費用の維持・縮減を推進する。

また、住民の利便性を向上させるため収納事業を始めとしたサービスの充実を図る。

河川の水質を一層向上させ自然環境の保全を図るため、浄化槽設置の転換・普及の啓発用品やリーフレット等の作成、広報活動並びに個別訪問等を実施することで、設置を促進する。

③廃棄物処理

ごみの減量化を推進するため、資源物拠点回収イベントの開催や刈草・剪定枝等の受入事業を継続的に実施し、資源の有効活用を図る。

さらに、令和８年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別取集・再商品化に取り組む。

また、分別ルールの周知徹底を目的に、ごみ・資源分別一覧表を随時更新するとともに、広報紙での啓発やチラシ配布、出前講座など多様な手法で住民へ情報発信を行い、意識向上と適正な分別排出の促進に努める。

④消防・防災

消防防災体制を充実させるため、施設や設備の整備、車両や装備等の更新など、消防力の充実や機能強化を図るとともに消防団員を確保するため、消防団員の処遇改善や中型免許等の取得支援等の取組、共助の体制強化として自主防災組織の活動を支援し、地域防災機能の向上を図り、併せて、行政、消防団、自主防災組織等の関係機関が連携した防災訓練を実施する。

また、災害に対し迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画やハザードマップ等の見直しを行うとともに、防災無線や防災メール等の情報配信機能を充実させ防災情報等の周知、啓発を図る。

⑤防犯

通学や通勤、健康づくりのためのウォーキング中などにおける犯罪被害や交通事故を防止するため、防犯灯や啓発看板等を設置するとともに、青色回転灯装備車両による防犯パトロール活動を推進するなど防犯パトロール等の体制を強化し、日常生活における安全を確保する。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
５　生活環境の整備	⑴水道施設 上水道	浄水場等設備更新事業	町	
		受水場設備更新事業	町	
		ＴＳビニール管更新事業	町	
		増圧設備更新事業	町	
	⑵下水処理施設 公共下水道	浄化槽事業	町	

	⑶過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	簡易給水施設一般管理事務事業	町	
		比企広域市町村圏組合斎場特別会計負担金	一部事務組合	
	環境	一部事務組合し尿処理費負担事業	一部事務組合	
		一部事務組合塵芥処理費負担事業	一部事務組合	
		ごみ減量化推進事業	町	
		塵芥処理一般管理事務	町	
	防災・防犯	消防施設管理事業	町	
		非常備消防費負担事業	町	
		常備消防費負担事業	町	
		防災対策事業	町	
		防災会議運営事業	町	
		防災無線管理事業	町	
		防犯推進事業	町	
		交通安全対策一般管理事務	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努め、定期的な点検・診断を徹底し、予防

保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

上水道については、「ときがわ町水道事業経営戦略」に基づき、計画的に施設等の更新を実施し、安全で安定した供給の確保と維持管理費用の抑制・平準化に努め、浄化槽についても衛生的な生活環境の保全と費用の抑制・平準化を図るため、予防保全型の計画的な維持管理を実施する。

消防団活動の拠点となる詰所が町内に７施設あり、消火活動等を行う際の重要な施設であり、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

①児童福祉

本町の出生数をみると、平成 27 年は 57 人であったが、令和２年には 29 人、更に令和６年には 24 人となり、９年間で 33 人の減少、率にして 57.8％と大幅に減少している。

令和６年の社会増減をみると 20 歳から 29 歳の転出人数が 154 人で転出者全体の 41.8％を占めており、この階層の減少率が大きいことが出生数の減少に影響を及ぼしていると考えられる。

また、核家族化の進行や共働き世帯・ひとり親家庭の増加など生活様式の多様化や就業構造の変化などにより、両親からの支援を受けにくい傾向にあることや周囲に相談できる支援者がおらず、子育てに不安を抱えているなど支援が必要な子育て世帯が増加傾向にある。

このようなことから、子育て世帯・地域・行政が連携し、いつでも相談できる体制、顔の見える関係を構築し、安心して子育てができる環境を向上させる必要がある。

②障がい者福祉

医療の進歩や公衆衛生活動の発展、衣食住にわたる生活改善や社会保障の充実により日本の平均寿命が顕著に延伸しているが、障がい者においても例外ではなく、このことで障がいの重度化が問題となっているとともに、社会環境の変化等により福祉サービスのニーズも多様化・複雑化となることが予想される。

また、障害者総合支援法の施行により、障がい者・障がい児が自立した社会生活を送ることができるよう、個人のニーズに応じたサービスを提供していくことが求められている。

障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生活できる町づくりを目指し、自立に向けた支援や就労支援、社会参加の充実、そして差別や虐待防止など権利擁護を推進する必要がある。

③高齢者福祉

本町の高齢化率をみると、平成 27 年では 32.5％であったが令和２年には 38.8％となり、５年間で 6.3 ポイント上昇し、令和６年には 40.1%となり４割の大台を超えた。今後も高齢化率は上昇を続け、令和 12 年には 48.1％になることが予想されている。

高齢者人口は、５年毎の推計では令和７年までは増加し令和 12 年からは減少に転じるが、これを上回るスピードで 64 歳以下の人口が減少していくことが予想されているため、高齢化率は長い将来にわたり上昇し続けることが予想される。

このような状況から、高齢者人口がピークを迎えるまでは介護サービスの需要も増加を続け、それに伴い給付費も増加することが予想される。

一方で、介護職員も高齢化が進んでおり、特に個人事業所においては後継者問題など介護に関わる人材不足などにより、介護サービスの供給が不足することが懸念され

る。

高齢者の独居世帯など、支援を必要とする高齢者世帯が増加していくことが見込まれることから、地域での見守り活動や支え合いのしくみづくりを進めるとともに、日常生活の困りごとを相談する窓口の周知や介護予防・フレイル予防につながる情報をわかりやすく提供していく必要がある。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるため、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営支援を実施しているものの、会員数は減少しており、今後も高齢者の生きがいづくりに寄与するため、会員の確保を支援する必要がある。

（2）その対策

①児童福祉

妊娠期から出産、子育て期にわたり育児の不安を軽減できるよう、不妊治療費の助成や妊婦応援金の支給、マタニティ教室や新生児訪問、乳幼児健診、乳幼児相談など、継続的な支援体制を整備することで、子育て世帯等が保健師とつながりをもてるよう、適切な支援策を展開しながら顔の見える支援を大切にし、孤立の防止に努める。

多様な保育サービスやこども医療費の助成による経済的支援の充実を図るとともに、共働き世帯が安心して子育てができるよう学童保育の預かりサービスやファミリー・サポート・センター事業などの充実を図る。

また、児童虐待を未然に防ぐため、早期発見・早期対応により、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、関係機関相互の連携を強化する。

②障がい者福祉

障がい者が抱える課題や支援ニーズの多様化に対応するため、利用者の実情にあった福祉サービスの提供を行うとともに、障がいを理由とする差別や偏見を解消するため、町民の理解を促進する。

また、障がい者の社会参加を促進するとともに、自立に向けた就労を支援する。

③高齢者福祉

高齢者が地域や社会とのかかわりを維持し続けることで、社会からの孤立を防ぎ、介護予防にもつながる。生きがいや役割を持って生活することができるよう、交流や活動機会等の居場所の確保を図る。

また、独居高齢者や高齢者のみ世帯、認知症、身寄りのない方など、複雑・多様化する困難事例に対応するため、関係機関と連携した対応が可能となる体制を整備する。

（3）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
６　子育て環境の確保、高齢者等の保	⑴児童福祉施設 保育所	 玉川保育園照明改修 ・玉川保育園照明 LED 化工事	 町 町	

健及び福祉の向上及び増進	児童館	実施設計業務委託料	町	
	⑵市町村保健センター及び母子健康包括支援センター		町	
	⑶過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	こども医療費支給事業	町	
	高齢者・障害者福祉	老人在宅福祉事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

保育園等子育て支援施設については、子どもたちの安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努め、建物の長期利用を図る。

8 医療の確保

（1）現況と問題点

本町は、高齢化の進展を背景に、健康増進・食育推進計画を平成 29 年度に策定し、令和５年度に中間見直しを行っている。

また、平成 30 年度に健康づくり推進条例を制定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を目的に各種健（検）診体制の充実を図り、併せて保健師の訪問活動や健康教育など健康長寿の延伸に向けて取り組んできた。

町内の医療機関は、一般診療所が５施設、歯科診療所が４施設、隣町には中核的な病院として小川赤十字病院があり、町民の医療を担っている。比企地区９市町村と医師会等が協力して運営する「比企地区こども夜間救急センター」では、平日夜間の小児初期救急患者の診療を行うとともに、看護師による電話相談を実施している。

また、初期救急医療については、祝日及び年末年始における「在宅当番医制度」を実施し、入院等を必要とする救急患者に対応する第二次救急医療については「比企地区第二次救急医療圏病院群輪番制」を連携して実施している。

町民の健康長寿の実現に向けて、各種がん検診や特定健診、特定保健指導の受診勧奨につとめているが受診率は横ばいの状況が続いている。今後も、引き続き受診率の向上に努めるとともに、安心して健（検）診を受診できる体制を継続していく必要がある。

また、がん検診や健康教育、乳幼児健診を実施する保健センターは、地域包括支援センター、こども家庭センター（母子保健機能）としての施設を兼ねており、健康づくりの拠点となっているが､施設の老朽化が進んでいたため令和６年に改修を行った。

令和２年より流行した新型コロナウイルス感染症は、社会活動や経済活動に大きな影響を与えた。今後も新たな感染症の予防に迅速対応できるよう、対策を講じていく必要がある。

（2）その対策

広域的な初期救急医療体制である「比企地区こども夜間救急センター」､「在宅当番医制度」､「比企地区第二次救急医療圏病院群輪番制」については、今後も県の関係機関や比企医師会、消防等と連携し、医療体制の充実について協議を継続する。

健康づくりについては、町民自ら実践・継続できるよう、健康増進・食育推進計画の定期的な進行管理を行い、庁内関係各課及び関係団体と連携を図り、健（検）診体制を整備して特定健診やがん検診等を実施するとともに､意識啓発を通じて受診率を高め、死亡数の抑制を図る。町民一人ひとりが健康への関心を持ち、かかりつけ医や保健師、管理栄養士等とともに健康管理を推進する。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
７　医療の確保	⑴過疎地域持続的発展特別事業 　その他		町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

９ 教育の振興

（１）現況と問題点

①学校教育

本町は、明覚小学校（141人：令和７年５月現在）、萩ヶ丘小学校（42人：令和７年５月現在）、玉川小学校（156人：令和７年５月現在）、都幾川中学校（104人：令和７年５月現在）、玉川中学校（100人：令和７年５月現在）の小学校３校・中学校２校を維持している。

しかし、児童生徒数は年々減少しており、複式学級を有する学校もある。今後もこの傾向は続き小規模校におけるさらなる教育の充実が必要であり、知徳体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指し、きめ細かい指導体制の充実が求められる。

施設面については、各小中学校校舎は、町の特徴を生かした内装木質化、耐震補強工事、トイレ改修、空調設置、照明ＬＥＤ化、給食センター内の整備改修を計画的に実施してきている。

また、令和２年度には、明覚小学校プール改築工事を実施するなど、児童生徒のよりよい学習環境、生活環境の実現に向けた取組を実施してきた。

しかしながら、施設本体の老朽化が進行している施設が多く、今後とも計画的な修繕や改修を実施し良好で安全な環境を確保する必要がある。

②社会教育・生涯学習

生涯学習については、町民をはじめとする人々の学習意欲の高まり、時代の変化に伴う新たな学習需要の増大を背景に、個人やグループなどによる自主的な学習活動が活発化しているため、町民に対する直接的な学習機会の提供のほか、その学習の場としての玉川公民館、都幾川公民館、ときがわ町文化センター、ときがわ町立図書館などの社会教育施設の整備・充実、更にこれらの学習を企画し、援助を行う社会教育職員など、人的体制の整備や学習情報の提供・相談体制の整備が欠かせない。

そのため、自ら学びたいと考えている町民の意向に応えるため、他の既存事業と複合させた、若者から高齢者まで誰もが学習できる環境づくりが課題である。

体育施設については、体育センター、玉川トレーニングセンター、西平運動場、玉川運動場、本郷球場、五明運動場、田黒運動場などの施設を整備しており、地域住民が様々なスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいる。

近年は、人口減少と高齢化が更に進んでいるため、町内で実施しているスポーツ教室や各種大会の参加人数が減少傾向であるため、従来型のスポーツ活動の存続に向けた支援が課題である。

社会体育施設は、利用者の利便性向上を図るため、維持補修を行っているが、設備の老朽化が進んでいる部分もあり、施設の統廃合を含めた計画的な修繕・改修を実施し、安全性の確保と新規のスポーツに対応できる施設整備が課題である。

図書館については、町民の多様な生涯学習ニーズに対応する情報提供を行う役割は極めて大きいが、図書館利用者の推移は伸び悩んでおり、蔵書の充実や利用者が必要とする情報を速やかに検索・提供するためのサービスの充実、ＩＣＴ化の推進、安全

で安心して図書館を利用できるよう、地震による書架からの図書等の落下対策、障がい者の図書館利用を向上させるための館内のバリアフリー化が課題である。

また、若い世代が住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりにおいて、子育て支援の推進は重要な政策である。地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動を行う放課後対策事業（放課後子供教室）は今後も継続して実施していく必要があるが、放課後子供教室において児童の見守りを行う人材の確保が課題である。

（２）その対策

①学校教育

本町は、「たくましく生きる力を育てるときがわ教育」を基本目標とし、家庭と地域、学校、行政の密接な連携を図っていく。郷土ときがわに誇りを持ち、主体的に学ぶ児童生徒の育成を掲げ、地域の未来を担う人材の育成に向けた取組を積極的に推進する。

教育環境整備の一環として、スクールバス・路線バスを活用し、遠距離通学児童の通学の負担を軽減することで学習環境を確保する。

また、全児童・生徒分タブレット端末整備から５年が経過するなかで、次の端末更新に向け準備を進めるとともに、ＧＩＧＡスクール構想に基づきタブレット端末を用いたＩＣＴ（Information and Communication Technology）教育を更に推進していく。

学校施設等については、老朽化による校舎、体育館の改修工事や特別教室へのエアコン整備、教育情報システムの整備など時代に即した教育設備の充実を図る。

未利用校舎等の有効的な利活用策や老朽化した学校施設等の解体・撤去についても視野に入れ検討を行う。

知徳体のバランスのとれた児童生徒を育成するため、生活支援員・学習支援員・少人数学級対応教員・複式学級対応教員・小学校教科担任非常勤講師を各校に配置し、きめ細かい教育活動を実施している。さらなる指導充実のために、これらの人員の増加が求められている。

また、地域のボランティア指導者を募り、小学校１年～３年生を対象にスタディ・オン・サタデー（土曜の学習会）を実施するなど、地域と連携して学力の向上に取り組む。

②社会教育・生涯学習

生涯学習については、町民に対する直接的な学習機会の提供のほかに、その学習の場としての玉川公民館、都幾川公民館、ときがわ町文化センター、ときがわ町立図書館などの社会教育施設の整備・充実、更にこれらの学習を企画し、援助を行う社会教育職員など人的体制の整備や学習情報の提供・相談体制の整備を進めるとともに、自ら学びたいと考えている町民の意向に応えるため、学びの場「ときがわ一つ星（ひとつぼし）大学」を開校し、若者から高齢者まで誰もが学習できる環境づくりを推進する。

また、生涯スポーツの分野においては、町民の健康・体力づくりや介護予防につながることから、スポーツイベントや教室などの開催、各世代に応じた新たなスポーツの普及を推進、スポーツ指導者の資質向上のための支援や若者世代が求めるスポーツの普及に取り組む。

体育施設については、熱中症対策として体育センター（アリーナ）空調設備の導入、小中学校グランド屋外照明（学校開放）、本郷球場夜間照明の老朽化が進み夜間利用に支障をきたしているため、省エネルギーに配慮したＬＥＤ照明への改修工事を行うとともに、利用者の少ない屋外照明について統廃合を検討する。

また、体育センターは災害時の避難所に指定されているが、給湯設備の老朽化により通常時のスポーツジム利用者をはじめ、災害時に避難者の利用にも支障があるため改修工事を行う。更に玉川運動場、西平運動場、五明運動場、田黒運動場に併設されているトイレ・管理棟は、老朽化が進んでいるため、バリアフリー対策を含めた改修工事を行う。その他の体育施設に関しても計画的に適切な整備・改修を行い利用者の安全性を確保し、様々なスポーツを楽しみながら、安心して体力づくりや憩いの場として活用できる環境整備を推進する。

町立図書館については、蔵書の充実を引き続き進めるとともに、電子図書の導入を推進する。図書館利用者の情報を速やかに検索・提供するため、ICT 化の推進、利用者が安心して図書館を利用できるよう、地震による書架からの図書等の落下防止策や障がい者の図書館利用を向上させるため館内のバリアフリー化を行う。

更に子育て支援の推進については、放課後の子どもたちの居場所づくりの確保を推進し「放課後子供教室」のさらなる充実を図りながら地域と連携し、児童の見守り、学習の場の提供に努める。

（3）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
８　教育の振興	⑴学校教育関連施設			
	校舎	小中学校施設等改修工事	町	
		・明覚小学校特別教室（5 教室）エアコン設置工事設計業務委託	町	
		・玉川小学校特別教室（4 教室）エアコン設置工事	町	
		・玉川小学校低圧電灯盤校舎回路ケーブル引換工事	町	
	屋内運動場		町	
	給食施設	共同調理場管理運営事業	町	
		・給食センター照明 LED 化工事設計業務委託	町	

		・給食センター配送車車両更新	町	
	⑵集会施設、体育施設等			
	公民館		町	
	集会施設	集会所管理事業	町	
		・別所区集会所新築工事監理業務委託	町	
		・別所区集会所新築工事	町	
		・瀬戸区集会所新築工事監理業務委託	町	
		・瀬戸区集会所新築工事	町	
	体育施設		町	
	図書館	図書館管理運営事業	町	
	その他		町	
	⑶過疎地域持続的発展特別事業			
	生涯学習・スポーツ			
	その他	放課後子供教室推進事業	町	
		小学校学習支援事業	町	
		学校生活支援事業	町	
		複式学級事業	町	
		生涯学習推進事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

学校関係施設においては、安全な教育環境を確保するために、施設の適切な維持管

理に努め、建物の長期利用を図るとともに、施設の老朽化の状況、町の財政事情、児童・生徒数や余裕教室数の状況等を勘案し、今後の施設のあり方について検討する。

スポーツ施設においては、利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努め、建物の長期利用を図る。なお、「玉川トレーニングセンター」については、施設の老朽化の状況や利用状況等を勘案し、集約化による施設規模の適正化を図る。

10 集落の整備

（1）現況と問題点

人口の自然減や社会減、少子高齢化の進行、生活様式の多様化等により、コミュニティを形成する基本的な単位となる行政区への加入世帯が減少しており、また、既に行政区へ加入している世帯が脱退する傾向も見受けられる。このような状況は、コミュニティ活動の低下や、地域での支え合いとなる互助の活動に影響を及ぼしている。

更に山間部や高齢者の世帯においては、買物や通院などの日常生活における交通手段の確保が難しくなるなどの問題が生じている。

コミュニティを維持、活性化するためには、このような行政区が抱える課題を解決するとともに、行政区が主体的に活動できるよう支援する必要がある。

また、男女共同参画の面から移住、定住の促進を図るためには、家庭生活や職場等のあらゆる場面において、誰もが平等で安心に暮らせる環境を整える必要がある。

（2）その対策

地域の伝統行事、清掃活動、自主防災活動などのコミュニティが維持、活性化されるよう、地域の実情を踏まえた支援を行うとともに、コミュニティの活動拠点となる地域集会所については、統合や集約化と連動して計画的な整備及び改修を行い、併せて新たなコミュニティの場を提供できるよう支援する。

また、集落の維持、活性化や活力ある地域づくりを目的として配置した集落支援員の活用や増員、その他必要となる人材として地域おこし協力隊の配置などを検討する。

男女を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念等を改めることはもちろんのこと、多様性の尊重やＤＶ、男女間の暴力等に対して地域全体で取り組むなど、人権意識の高い開かれたまちづくりを推進し男女共同参画意識の醸成を図る。

ワーク・ライフ・バランスへの取組や、子育て世帯等を支える体制の強化を図るなど、男女共同参画体制を推進するとともに、働く女性や起業する女性を支援するなど、女性が活躍できるまちづくりを推進し、町の活性化につなげる。

（3）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
9　集落の整備	⑴過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政区運営事業	町	
		集会所管理事業	町	
		コミュニティ推進事業	町	

		行政区支援事業 男女共同参画推進事業	町 町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

集会施設においては、地区住民の生涯学習活動や地域密着型コミュニティ活動等を支援する場として、利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努め、建物の長期利用を図るとともに、個別施設計画に基づく施設規模の適正化・集約化や運営の効率化を図る。

11 地域文化の振興等

（1）現況と問題点

本町には、国宝である都幾山慈光寺の「法華経一品経」のほか、国指定史跡小倉城跡など、指定・未指定も含め多くの文化財があり、それらは各地域の歴史や伝統を伝える文化遺産として多種多様である。このような文化遺産は、地域の歴史と風土を直接的に映したものであり、町民の憩いや安らぎ、また、地域への誇りや愛着の醸成を促す存在であることから、その保存と活用が求められる。

更には、変化の激しい現代においては、時代の流れとともに生活様式の変化と価値観の多様化に柔軟に対応することが求められる。

「ささら獅子舞」などの無形民俗文化財は、近年の少子高齢化の影響を受けて、担い手の不足や指導者の高齢化により次世代への継承が年々困難となっている。

また、本町が有する遺物や民具、旧行政文書をはじめとする文字資料などの歴史資料についても、老朽化の著しい施設に保管されており、公開等の活用も困難な状況である。

文化・芸術活動の拠点となる、文化センターは築 28 年以上が経過し、大ホールの舞台設備や客席等をはじめ老朽化が著しく、今後の施設運営に影響があるため長寿命化の改修が必要である。

国指定史跡比企城館跡群小倉城跡は、平成 20 年３月に国の文化財の指定を受け、全国的にも珍しい石積みを有する戦国時代の山城として高い評価を受けており、本町の魅力の一つとなっている。近年の山城ブームやマイクロツーリズムを背景に、地域の歴史を体感できる史跡として人気が高まりつつあるなかで、史跡の適切な保存と地域の活性化につなげていくことが課題である。

（2）その対策

無形民俗文化財については、各地域に伝承されている郷土芸能など地域文化の忠実な継承を図るため映像による記録保存を図るとともに、各団体で実施される後継者育成に資する諸活動に対して経済的支援を行う。

また、本町が有する歴史資料については、適切な収蔵施設を確保し、公開等の活用を推進する。

国指定史跡比企城館跡群小倉城跡については、町の東の玄関口として地域振興に活用するため、小倉城跡の調査や史跡内外の環境整備を推進する。

有形文化財については、慈光寺関連文化財をはじめ各地域に所在する指定文化財の維持管理及び修繕に対して経済的支援を推進する。

ときがわ町文化センターは、町の文化活動の拠点施設であるため、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化を図るための大規模改修を実施し、適切な維持管理を行う。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
10　地域文化の振興等	⑴地域文化振興施設等 地域文化振興施設		町	
	⑵過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	史跡小倉城跡整備事業	町	
		慈光寺関連文化財保存整備事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

文化施設おいては利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努め、建物の長期利用を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

令和４年度に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明した。地球温暖化の主要因である温室効果ガスの排出削減に向け、令和５年度には電気自動車用急速充電器及び小水力発電システムを設置した。

また、住宅用太陽光発電システムや薪ストーブ設置に対する補助金交付を推進しており、今後も再生可能エネルギー利用の促進に向けた取組を継続して進める必要がある。

ごみステーションから収集した「可燃ごみ」については、令和４年度から民間処理施設でメタン発酵によるバイオガス発電に取り組んでいる。しかし、温室効果ガス排出削減のためには、徹底したごみ分別の推進と減量化のさらなる促進が課題である。

また、町内を走る路線バスについてはディーゼル車であったが、温室効果ガス排出量削減を目的に、車両更新のタイミングで電気バスに切り替えた。

（２）その対策

森林整備による二酸化炭素の吸収能力の向上や、環境負荷の低減を目的とした次世代自動車の導入促進など、多角的な取組を推進することで、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けた事業展開を図る。

また、ごみの分別徹底、減量化及び資源化の促進に向けては、広報誌やホームページ、出前講座等を活用し、住民の環境意識向上を目指した継続的な啓発活動を実施していく。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
11　再生可能エネルギーの利用の推進	⑴再生可能エネルギー利用施設		町	
	⑵過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

本町の地籍調査事業は、平成 10 年度に旧玉川村の日影１地区から開始し、平成 21 年度の田黒２地区をもって旧玉川村地域が終了した。

平成 22 年度には旧都幾川村地域が番匠地区から開始され、令和８年度現在、西平６地区を実施中で、大字西平、大字大野、大字椚平地区については山間部のため調査は難航し、多くの時間を要することが想定され、事業の完了は令和 30 年度以降になると見込まれる。

また、土地所有者の高齢化や転出に伴い、農地や山林などの荒廃が進み、筆界が不明瞭となり、事前調査の進捗に影響を及ぼしている。更に未相続地も多く、土地所有者の追跡調査に膨大な時間を要することや、地図混乱地の存在など調査に係る事務負担が増加している。

現地作業については、地元協力者である地籍調査推進委員も高齢化が進んでおり、急傾斜地付近での滑落や高温による熱中症、危険生物などに襲われるリスクなど、様々な危険が伴っている。

（２）その対策

地籍調査を円滑に実施するため、国土調査促進特別措置法第３条第１項の規程に基づく、国土調査事業十箇年計画により所有者探索のために関係各所との連携や筆界案の公告による調査、所有者不明等の場合でも調査を進められるよう新たな調査手続の活用など、地域の特性を考慮した効率的な調査手法により実施する。

また、長狭物調査ではシルバー人材センターに道水路周辺の草刈りや伐採作業を委託し、道水路管理を含めた現地調査作業の効率化を図る。

地籍調査は多くの時間を要する事業であるが、土地の境界等を明確化することで適正な土地の利用や管理につなげる。

また、優先的に集落付近を進め、今後起こりうる災害被害を迅速に復旧できるよう計画的に実施し早期の完了を目指す。

（３）事業計画（令和８年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業 その他	地籍調査事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等においては、総合管理計画の基本的な方針と整合性を図りながら、原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う場合は施設の統廃合等を行う。

また、省エネルギー対策や受益者負担の適正化等の取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努める。定期的な点検・診断を徹底し、予防保全型の計画的な維持管理により施設の長寿命化の推進及び安全性や性能を確保する。

事業計画（令和８年度から令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	若者定住化促進事業	空き家バンク、おためし住宅の運営、婚活支援等、若年層の定住を促進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	移住・定住化促進事業	住宅用地を整備し、町内への移住・定住を促進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	市民農園管理運営事業	市民農園を通じて都市部からの移住を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	地域おこし協力隊推進事業	地域おこし協力隊制度を活用し、地域協力活動への取り組みを通じ定住・定着につなげ地域の活性化を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
２　産業の振興	農業施設等維持管理事業	農業施設等の応急的及び定期的な整備補修を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	有害鳥獣対策事業	有害鳥獣による農作物被害防止のための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	土地改良施設等応急修繕事業	土地改良施設等の応急的及び定期的な整備補修を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	町有林野管理事業	町有林野の維持管理に関する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	観光施設管理運営事業	観光振興を図るための事業及び観光客を誘致するための観光ＰＲにかかる経費と観光協会の事業推進等を支援する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	温泉管理事業	源泉都幾の湯及び温泉スタンドの維持管理をするための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	公衆トイレ管理事業	観光地を訪れる観光客が利用する公衆トイレの清掃及び維持管理をするための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	中山間地域等直接支払制度事業	中山間の耕作が不利な地域において、農業生産活動等の継続と耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	

	環境保全型農業直接支払制度事業	環境問題に対する関心の高い農業者及び農業者の組織する団体に対し、営農活動を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	多面的機能支払制度事業	農地の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動にかかる支援をする事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ときがわ産材活用推進事業	ときがわ産材の利用拡大を図り林業の発展に繋げる事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	観光振興推進事業	観光振興計画を推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	企業立地支援事業	企業誘致により就業機会の拡大と雇用の安定を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	有害鳥獣対策事業	有害鳥獣による農作物被害防止のための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
３　地域における情報化	防災無線管理事業	災害時の重要な情報伝達手段となる防災行政無線の維持管理のために実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ＤＸ推進事業	町のＤＸを推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	デジタルラボ推進事業	地域おこし協力隊員を活用した地域ＤＸ会社の誘致によるＤＸ施策及び移住定住の推進を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
４　交通施設の整備、交通手段の確保	道路橋りょう総務一般管理事務	道路及び橋梁等の建設、維持管理を円滑に遂行するための経費であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	道路維持管理事業	道路及び道路付属物を維持管理し、交通の安全を確保するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	道路新設改良事業	町道の新設や生活道路の拡幅整備を行うための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	橋りょう維持管理事業	橋りょうを維持管理し、良好な状態に保つための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	土地改良施設等応急修繕事業	土地改良施設等の応急的及び定期的な整備補修を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものであ	町	

		る。		
	林道維持補修事業	林業生産の基盤となる山林に入る林道施設の機能を保持するため整備補修を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	交通対策事業	地域住民の交通手段を確保するため、路線バスと乗合タクシーの運行経費の補助及びＪＲ八高線、東武東上線、越生線の利便性向上を目的とした他市町村との連携を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	川のまるごと再生町事業	川のまるごと再生プロジェクトにより整備された、河川・遊歩道（ときがわ水辺の道）等を適切に維持管理し、良好な状態を保つための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	都市計画マスタープラン策定事業	土地利用の全体構想として都市計画マスタープランを策定するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	立地適正化計画策定事業	居住誘導区域や都市機能誘導区域の具体化を目的とした立地適正化計画を策定するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	都市計画基本図更新事業	都市計画基本図を現状に合わせたものに更新するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである	町	
	河川総務一般管理事務	河川や水路を維持管理し、良好な状態に保つための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
５　生活環境の整備	浄水場等設備更新事業	浄水場等設備更新事業は、上水の安定供給を図り、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	受水場設備更新事業	受水場設備更新事業は、上水の安定供給を図り、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ＴＳビニール管更新事業	ＴＳビニール管更新事業は、上水の安定供給を図り、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	増圧設備更新事業	増圧設備更新事業は、上水の安定供給を図り、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	浄化槽事業	浄化槽の設置及び維持管理を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	簡易給水施設一般管	上水道未普及地域に対し補助をす	町	

	理事務	ることで上水の安定供給を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	比企広域市町村圏組合斎場特別会計負担金	比企広域市町村圏組合の斎場にかかる経費を負担することで、広域的な斎場運営を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	一部事務組合	
	一部事務組合し尿処理費負担事業	小川地区衛生組合のし尿処理に係る経費を負担することで、持続的な処理を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	一部事務組合	
	一部事務組合塵芥処理費負担事業	小川地区衛生組合の塵芥処理に係る経費を負担することで、持続的な処理を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	一部事務組合	
	ごみ減量化推進事業	家庭から排出されるごみの量を削減することを目的とし、併せて資源化の促進を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	塵芥処理一般管理事務	町内の塵芥処理を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	消防施設管理事業	消防団員の活動環境整備のための消防団詰所等の整備を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	非常備消防費負担事業	ときがわ消防団の活動支援及び消火栓維持管理のための経費を負担することで広域的な管理を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	常備消防費負担事業	住民の安全安心のために貢献する常備消防力を維持するための経費を負担することで広域的な常備を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	防災対策事業	防災時に必要な物資及び防災施設の維持管理を行うとともに、防災訓練を実施することにより防災力の強化と防災意識の高揚を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	防災会議運営事業	円滑な防災活動を行うため、ときがわ町地域防災計画の実施を推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	防災無線管理事業	災害時の重要な情報伝達手段となる防災行政無線の維持管理のために実施する事業であり、その効果	町	

		は将来に及ぶものである。		
	防犯推進事業	安全・安心な住みよいまちづくりの推進をする事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	交通安全対策一般管理事務	交通事故を未然に防止し、交通安全啓発の推進を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	こども医療費支給事業	医療費の個人負担分を支給して中学校卒業時までのこどもの健全な育成を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	老人在宅福祉事業	援助が必要な高齢者の在宅での暮らしを支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
７　医療の確保			町	
８　教育の振興	共同調理場管理運営事業	管内小・中学校５校の学校給食を提供するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	集会所管理事業	地域の住民活動の拠点である集会所建設等を維持管理する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	図書館管理運営事業	図書館を管理運営するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	放課後子供教室推進事業	埼玉県放課後子供教室推進事業を活用した、子どもの安全・安心を地域の力で見守り、健全な発育を推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	小学校学習支援事業	児童の学力向上のために学習支援員を配置する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	学校生活支援事業	特別に支援を要する児童・生徒のために、生活支援を行うための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	複式学級事業	複式学級に対して町費教員を配置し、きめ細やかな学習指導を行うための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	生涯学習推進事業	講座事業「ときがわ一つ星大学」等生涯学習を推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶも	町	

		のである。		
9　集落の整備	行政区運営事業	区長と連携して、49 行政区の住民活動を支援し、健全な行政区運営を維持する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	集会所管理事業	地域の住民活動の拠点である集会所建物等を維持管理する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	コミュニティ推進事業	地域における環境美化、社会貢献活動等を活性化し、コミュニティ活動の推進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	行政区支援事業	集落支援員制度の制度を活用し、区長と連携して、行政区が抱える課題の解決や必要な支援をするための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会への意識を高め、個人の個性と能力を活かせる環境づくりを推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
10　地域文化の振興	史跡小倉城跡整備事業	国指定史跡小倉城跡の保存、整備に関する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	慈光寺関連文化財保存整備事業	慈光寺に所蔵されている有形文化財及び埋蔵されている史跡の保存、修復、整備に関する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
11　再生可能エネルギーの利用推進	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	環境負荷の少ない、自然と調和した環境社会を形成するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	地籍調査事業	土地１筆ごとに所有者、地番、地目及び境界を調査し、正確な図面（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	

ときがわ町過疎地域持続的発展計画

策定年月　令和８年３月
発　行　ときがわ町
編　集　埼玉県比企郡ときがわ町　政策財政課
〒355-0395
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地
ＴＥＬ：0493-65-1521（代表）
ＦＡＸ：0493-65-3631